

平成 30 年 6 月 29 日

報 道 機 関 各 位

福井県信用金庫協会
会長 蓑輪 進一

福井県内信用金庫の「後見支援預金」の取扱い開始について

福井県信用金庫協会の 4 信用金庫(福井信用金庫 理事長 橋詰國行、敦賀信用金庫 理事長 坊栄二、小浜信用金庫 理事長 濱詰健二、越前信用金庫 理事長 松田浩次)は、近年、後見人による不正(被後見人預金の使い込み)等が社会問題化していること及び平成 29 年 3 月 24 日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」において「後見支援信託に並立・代替する新たな方策を金融機関団体や各金融機関において積極的に検討することが期待」されていることに鑑み、家庭裁判所の「指示書」がなければ出金等ができない預金(「後見支援預金」)の取扱いを 7 月 2 日から開始することとしました。

なお、本件は福井県信用金庫協会と福井家庭裁判所との間での協議を経て取扱い開始に至ったものです。

4 信用金庫の営業区域は福井県内全市町をカバーしており、4 信用金庫が後見支援預金に取り組むことにより、近年社会問題化している後見人による不正な預金の引き出し等の防止が広域的に図られることや、顧客の利便性が高まることが期待できます。

記

「後見支援預金」の商品概要

(1) 利用対象者

家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約に係る「指示書」を交付した者

(2) 取扱商品

普通預金のみとし、キャッシュカードは発行しない。

なお、最低預入金額の制限はない。

(3) 取扱い開始時期

平成 30 年 7 月 2 日 (月)

※詳細につきましては、下記の各信用金庫にお問い合わせください。

《お問合せ先》

福井信用金庫	総合企画部総合企画課	0776-25-8544
敦賀信用金庫	業務部業務課	0770-22-9431
小浜信用金庫	業務部業務課	0770-53-2127
越前信用金庫	業務部業務課	0779-66-1313

以 上

後見支援預金

平成 30 年 7 月 2 日現在

商 品 名	・ 後見支援預金
販 売 対 象	・ 個人、個人事業主 ・ 家庭裁判所により、後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付された方
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 金 額 (2) 預 入 単 位	・ 家庭裁判所により、追加預入にかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 家庭裁判所により、一時金交付または定期交付金取扱いにかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。
解 約 方 法	・ 家庭裁判所により、口座解約にかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示（スーパー定期預金 1 年もの）の利率を適用します。 ・ 年 2 回（2 月、8 月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 ・ 金利についてはスーパー定期預金 1 年ものをご参照ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「 <u>苦情・紛争等の受付窓口</u> 」

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取を設定することはできません。 • 当金庫および他金融機関等からの振込入金口座としてご利用いただけません。 • キャッシュカードの発行はいたしません。 • インターネットバンキングの契約対象口座となりません。 • マル優の取扱いはいたしません。 • 預金保険制度の対象預金となります。 • 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>
-------------------	--